

令和8年9月
横 浜 税 関

関係各位

横浜税関国際園芸博覧会出張所の設置について

平素より税関行政に深いご理解とご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

標記のことについて、2027年国際園芸博覧会における通関需要等に適切に対応するため、横浜税関国際園芸博覧会出張所を設置する予定ですので、事前にお知らせいたします。

1. 設置予定期間

令和8年10月1日～令和9年12月31日

2. 設置場所

横浜市旭区上川井町の一部（2027年国際園芸博覧会会場区域内 物流棟）

※ 令和8年10月1日から当面の間は2027年国際園芸博覧会会場に常駐せず、よこはま新港合同庁舎（横浜市中区新港1-6-1）3階に設置する仮設事務室において執務を行い、必要に応じて2027年国際園芸博覧会会場に赴く体制を取る予定です。

※ 設置場所の名称・住所は、現時点で確定しておりません。

3. 管轄区域

横浜市旭区及び瀬谷区のうち2027年国際園芸博覧会会場

4. 横浜税関本関の管轄区域の変更

現行の横浜税関本関の管轄区域から、横浜税関国際園芸博覧会出張所の管轄区域に属する地域を除く

5. 国際園芸博覧会出張所の開庁時間

平日8時30分～17時15分

※ 開庁時間外の対応については別紙をご参照ください。

6. 連絡先

令和8年9月30日までの間（総務部） 070-2826-8351／070-2826-8352

令和8年10月1日以降（国際園芸博覧会出張所） 同上

7. その他

NACCS 関連業務における税関官署コード：2G

以上

(別紙)

横浜税関国際園芸博覧会出張所の開庁時間外の対応について

横浜税関国際園芸博覧会出張所の開庁時間外に行われる同出張所の管轄区域内（2027年国際園芸博覧会会場）に蔵置される貨物に係る輸出入申告（積戻し申告を含む。）及び展示等申告については、同出張所に対し開庁時間外の事務の執行を求める届出（関税法第98条）が行われる場合を除き、当関業務部特別通関部門において処理することとなります。

各時間帯における連絡窓口・連絡先は以下のとおりです。

なお、同出張所の開庁時間外において、当該貨物に係る執務を要することが判明した場合には、可能な限り、同出張所に対し、開庁時間内にあらかじめご相談頂きますようお願いいたします。

(連絡窓口・連絡先)

時間帯			連絡窓口	連絡先
平日	日中	08:30～17:15	国際園芸博覧会出張所	070-2826-8351 070-2826-8352
	夜間	17:15～21:00	業務部特別通関部門	045-212-6115
土・日 ・休日	日中 夜間	08:30～17:00	業務部特別通関部門	045-212-6115

以上